

報告 5

長与町水道給水条例及び長与町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告します。

令和6年4月26日

長与町長 吉 田 慎 一

専 決 処 分 書

長与町水道給水条例及び長与町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

長与町水道給水条例及び長与町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

（長与町水道給水条例の一部改正）

第1条 長与町水道給水条例（平成9年条例第35号）の一部を次のように改正する。

第4条、第36条第2項ただし書及び第39条第1号中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

（長与町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正）

第2条 長与町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例（平成24年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第6号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年3月29日

長与町長 吉 田 慎

